

# 生徒心得

(2026年(令和8年度)改訂)

## 1 服装の規定について

### (1) 制服について

学校生活では本校指定の制服（Ⅰ型・Ⅱ型）を正しく着用する。また、ブレザーの襟には校章をつける。

Ⅰ型：ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ

Ⅱ型：ブレザー、スカート、ワイシャツ、ネクタイ、（音楽コースのベスト）

### (2) 夏期略装について

夏期（原則6月1日～9月30日）は、ブレザーおよびネクタイは着用しなくてもよい。また、本校指定のポロシャツおよび白ベストの着用を認める。ただし、ブレザーを着用する場合は、ワイシャツ・ネクタイを着用する。

### (3) 防寒着について

- ① ブレザーの内側に防寒用の衣類を着用する場合は、本校指定のセーターまたはベストとする。
- ② コート類は華美でないもの、または部活動で指定されたものを可とし、ブレザーの上に着用すること。また、コート類の着用は原則、登下校時のみとし、授業中室内では脱ぐ。
- ③ 防寒用としてストッキング及びタイツ・レギンスを着用する場合は、黒色またはベージュで無地のものとする。
- ④ レッグウォーマーは登下校時のみ認める。着用する場合は、黒色で無地、飾り等のないものとし、ルーズタイプでないものとする。

### (4) 通学靴・ベルトについて

通学靴は黒または茶のローファーか華美でない運動靴とし、ベルトは黒または茶で飾りのないものとする。

### (5) 靴下について

色は黒無地でワンポイントまで可とする。長さは、くるぶしの隠れる程度を可とし、スニーカーソックスは不可とする。ただし、儀式時は、黒無地のハイソックスとする。

### (6) 体育着等について

- ・本校指定の体育着、体育館シューズを着用する。
- ・授業は制服着用を原則とするが、体育の授業前後1時間は、体育着で受けてもよいものとする。

### (7) その他

- ・スカートの丈の長さは、膝皿の最上部より短くしない（膝皿の中にスカート丈が納まるように）。
- ・制服、本校指定の運動着や体育館シューズ、上履きの加工（改造、着色、落書きを含む）は禁止する。
- ・土日祝日や長期休業中でも登下校時は、制服を着用する。

## 2 頭髪等の規定について

### (1) 髪のはきは、目にかからない程度とし、日常より清潔な髪型や長さであることを心掛ける。

極度な変形・パーマ・カール、染色、脱色等は禁止する。髪をしばる（留める）場合は、黒・紺・茶が目立たないものとする。

### (2) リボン・カチューシャ・シュシュ・髪飾り・付け毛・ネックレス等の装飾品については、身に付けることを禁止する。

### (3) 化粧やピアス、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止する。

### (4) 進路指導等、必要に応じた指導を受ける場合もあることを理解しておく。

### 3 学校生活の約束事について

- (1) 本校生徒として、自覚を持って行動し、勉学に励み、協調と友愛の精神で、よりよい学校づくりに努める。
- (2) 服装・頭髪等の規定を遵守すること。やむを得ず異装する場合は、異装届を担任に提出し許可を受ける。
- (3) 欠席・遅刻・早退等はしないように心がける。
  - ① 午前8時45分までに教室に入る。遅刻した場合は、職員室で遅刻カードを受け取り、指導を受けた後、教室に入る。その後、休み時間等を利用し、早急に担任へ報告する。
  - ② 早退する場合は、早退許可証を受け取り、担任の了解を得る。帰宅したら、必ず学校へ連絡を入れる。
  - ③ 欠席する場合は、当日の朝 8:00～8:25 の間に保護者がスマート連絡帳または電話で連絡する。
  - ④ 登校後、授業が終わるまで校外に出ない。やむを得ず外出する場合は、担任から外出許可証を得る。
- (4) 始業後の部室の利用は認めない。
- (5) 自転車通学希望者は届を担任に提出のうえ、学校所定のステッカーを貼付し、指定場所に鍵を掛けて置く。
- (6) アルバイトをやむを得ない理由である場合には、担任に申し出て、アルバイト届を提出する。詳細については、別途定める。
- (7) 二輪車、四輪車等の免許証を無断で取得しない。詳細については、別途定める。
- (8) 旅行・キャンプ・会合等を計画する場合は、担任に計画書を提出する。
- (9) 校内に掲示するポスター類は、生徒指導部の許可及び指示を受ける。
- (10) 事故等が発生した場合は、担任または、学校に速やかに連絡する。
- (11) 身分証明書は常に携帯する。
- (12) 携帯電話を所持する場合は届を出す。ただし、学校内での使用は禁止する。（電源を切り各自管理する）使用した場合、あるいは正しく管理できない場合は、預かり指導等の対象とする。
- (13) 日常の学校生活について、以下の点を遵守する。
  - ① 「5分前登校」を実行するように心がけ、ゆとりを持って登校する。
  - ② 登下校の際には、交通ルールを守り、事故が起こらないように注意する。
  - ③ 教科書・ノートは持ち帰り、予習復習を計画的に実行する。
  - ④ 授業開始前には自席に着き、学習の準備をして、静かに待つ。
  - ⑤ 所持品には、記名をする。特に貴重品は、特徴やナンバーなどを控えておく。
  - ⑥ 必要以上の金品を所持しないようにする。生徒相互の金品貸借はしない。また、教室を離れる場合は、貴重品袋を活用し盗難には十分気をつける。教室は必ず施錠する。
  - ⑦ 校舎・校内用具等、公共物を大切にするとともに、整理整頓に努める。また、省エネにも努める。
  - ⑧ 来校者には、必ず挨拶をする。また、職員・生徒ともに敬愛の念をもって挨拶を交わす。

### 4 問題行動の内容について

- |                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| (1) 暴行・傷害                    | (2) 恐喝・脅迫              |
| (3) 窃盗・万引                    | (4) 性非行                |
| (5) 喫煙・喫煙用具所持・喫煙の同席          | (6) 飲酒・アルコール類の所持・飲酒の同席 |
| (7) 暴言・指導無視                  | (8) 器物破損               |
| (9) インターネット（SNS）への書き込み（誹謗中傷） |                        |

以上の事柄以外でも、生徒心得に反する行為および教育上問題がある場合には、特別に指導を行う。